

監査の結果について

地方自治法（昭和26年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、同条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 程：令和8年3月27日（金）

3 監査実施期間

令和8年2月13日から同年3月27日まで

4 監査の概要

（1）対象所属

活力都市創造部

- ・交通政策課
- ・富山駅周辺地区整備課

上下水道局

- ・契約出納課
- ・給排水サービス課
- ・上下水道施設管理センター
- ・浜黒崎浄化センター（水橋浄化センターを含む。）

（2）対象期間

令和6年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 着眼点

共通監査項目として次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 歳入の執行事務について

ウ 委託・工事契約関係事務について

エ 負担金・補助金・交付金の支出について

オ 財産の管理事務について

カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について

キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業について、財務的及び行政的な観点から、提出された監査資料を審査するとともに、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 活力都市創造部 交通政策課

ア 行政財産目的外使用料の納入期限について、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたため、改善を図りたい。

イ 業務委託契約における再委託承諾書について、本来は公印の押印を要するところ、省略されているものが複数見受けられたため、改善を図りたい。

ウ 備品台帳について、次の誤りが見受けられたため、改善を図りたい。

(ア) 売却した小型乗用自動車について、備品台帳から削除されていなかった。

(イ) 払出した備品について、物品棄焼却処分荷が作成されていないものが複数あった。

エ 重要物品に関する調べについて、次の誤りが見受けられたため、改善を図りたい。

(ア) 売却した小型乗用自動車について、重要物品に関する調べから削除さ

れていなかった。

(イ) 車両関連機器について、重要物品に関する調べに記載されていなかった。

(2) 活力都市創造部 富山駅周辺地区整備課

ア 契印について、備品台帳に記載されていなかったため、改善を図られたい。

(3) 上下水道局 上下水道施設管理センター

ア 排水樋管地元協力員負担金について、協定書の定めでは、町内会等に保険加入を義務付けているところ、加入状況の確認を行わずに負担金を支出していたため、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 上下水道局 浜黒崎浄化センター

ア 現在、浜黒崎浄化センターで発生する汚泥については、処分及び燃料化業務を民間事業者へ委託している。委託を受けた民間事業者は、産業廃棄物である汚泥と廃プラスチックを混合し、可燃ごみの焼却時に使用する「調合燃料」として製品化している。

一方、一般家庭等においては、令和6年4月以降、プラスチックを資源物として回収し、資源化を進めている。

こうした現状を踏まえ、浜黒崎浄化センターにおいて廃プラスチックを燃料化していることが、市の施策として妥当であるかどうかについて、十分に確認されたい。

また、「調合燃料」の使用がごみ焼却炉に損傷を与える可能性があることから、汚泥の処分方法について改めて検討されたい。